



27教財第620号

平成27年10月16日

福島県入札制度等監視委員会  
再苦情調査部会 部会長 様

福島県教育委員会教育長



再苦情申立書に係る弁明書の提出について（回答）

平成27年10月9日付け27入第4号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

（事務担当 財務課 施設財産室 副主査 田原 内線5149）

再苦情申立書に係る弁明書

双葉郡中高一貫校整備事業（福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（仮称）基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル

教育庁財務課施設財産室

	再苦情申立内容	事務局弁明	根拠
申立事項	審査が不適切であったと考えられるため、審査は無効であり、委託契約は白紙である。	審査は適切に行われており、委託契約は有効である。その理由については以下のとおり。	
申立の根拠	<p>ふたば未来学園のプロポーザルコンペの結果が9月7日に発表され、地元連合の辺見・阿部設計共同体が最優秀と特定され、その審査講評が9月18日に公表された。</p> <p>この審査結果は、本プロポーザル公示で教育庁当局が心配をしていた、設計・施工の合理的で確実な実施計画という、大きく、重要な課題に答えを示せず、コスト面、工期面において危機管理の希薄な審査結果であったと言わざるをえない。今後の短い設計期間での実施及び、施工期間、コスト管理のあまい状況が露呈された。</p>	<p>9月7日付けで各提案者宛結果を通知し、9月18日付けで結果を公表した。</p> <p>プロポーザル方式は発注者側が示した提案課題に対する発想・解決方法等の提案を求め、審査し、施設整備の実現のために最も適した人（設計者）を選考する方式で、明確な設計条件に基づき具体的な設計案を求める設計競技方式（コンペ）とは異なるものであり、本プロポーザルにおいては、「整備における基本的な考え方及び提案課題」を求めたものである。</p> <p>最優秀提案者は技術提案書において、上記につき提案をしており、「答えを示せず」とする申立人の主張に根拠はない。また、審査委員会においては、工期面も含め、提案課題の内容や特徴などの書類審査とヒアリングを実施し、その説明内容などを総合的に審査しており、「この審査結果～露呈された。」という申立人の主張はあたらない。</p>	<p>社団法人公共建築協会 発行「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」 募集要領P3、7</p> <p>最優秀技術提案書 (様式5-1,2) 第3回審査委員会記録</p>

<p>この審査結果は新国立競技場コンペの審査と同様、現実を直視せず、期待を大幅に膨らませた大アマの評価であり、県知事及び県議会において責任の所在が追及されてしかるべき結果であると考えらる。</p> <p>1.審査が不適切であったと考えられる3つの理由</p> <p>①プロポーザル募集要領違反（求められた要求に答えていない案が最優秀になった。）</p> <p>②審査の不備、越権行為、副委員長の不在など審査が妥当でなかった。</p> <p>③工程等に対する提案がなされていない（？）こと</p> <p>2.審査が不適切であったと考えられる3つの理由の根拠</p> <p>①プロポーザル募集要領違反</p> <p>募集要領 p3「福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校(仮称)基本計画」を基本とし、提案課題は(1)～(5)、(6)及び(7)とし、審査においては全ての項目について提案内容を評価します」に関し、提案内容が不備であることの違反がある。</p>	<p>なお、プロポーザル方式は、明確な設計条件に基づき具体的な設計案を求める設計競技方式（コンペ）とは異なることから、施設の設計面積や整備に係る事業費の提案を求めている。よって、「コスト面の希薄な審査、コスト管理のあまりない状況」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p> <p>募集要領に基づき審査を行っており、「この審査結果～大アマの評価」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p> <p>以下の弁明内容のとおり、募集要領違反にはあたらない。</p> <p>以下の弁明内容のとおり、審査は適切に行われている。</p> <p>以下の弁明内容のとおり、最優秀案において提案がなされている。</p> <p>最優秀提案者は技術提案書において、募集要領の「整備における基本的な考え方及び提案課題」に基づき、所定の提案をしており、提案内容の不備にはあたらない。</p> <p>なお、プロポーザル方式は、明確な設計条件に基づき具体的に</p>	<p>社団法人公共建築協会 発行「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」</p> <p>最優秀技術提案書 (様式5-1,2)</p> <p>社団法人公共建築協会</p>
--	--	--

<p>基本計画 p14~19 整備構想のうち建築床面積及び各室活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部施設：グラウンド（野球場、陸上トラック）14,228㎡、テニスコート 528㎡、駐車場 750㎡、駐輪場 250㎡、プール 527㎡ 合計 16,283㎡</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校舎：18,753㎡、体育館：(2,332㎡、2,105㎡、4,072㎡)、部室：236㎡、屋内運動場：900㎡、温室：385㎡ 合計 31,115㎡</li> </ul> <p>(5) 合理的かつ現実的な施設整備の考え方  (6) 業務実施体制の提案（定められた設計期間内で要求された性能を確実に実現するための合理的な設計業務体制の提案）  (7) 迅速かつ円滑な施設整備を実現する施工に関する提案</p> <p>違反項目</p> <p>1. 校舎面積に関しては、最優秀案は約1/3の面積の校舎約6,000㎡しかない計画を提案。基本計画にある要求条件を無視しており、提案書が「p6. 14 プロポーザル提案書の無効（4）プロポーザルの提案書の作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない場合」に該当する。従って最優秀案の提案書は無効である。</p>	<p>的な設計案を求める設計競技方式（コンペ）とは異なることから、施設の設計面積や整備に係る事業費の提案を求めていない。</p> <p>確かに学校基本計画 P14 において、駐輪場の面積は 250㎡と記載しているものの、その備考欄に「寄宿舎 100 台、校舎脇 150 台」と記載していること、募集要領 P2、6 の注釈(4)により寄宿舎は別敷地と規定していることから、敷地内駐輪場の面積の合計は 150㎡であり、申立人が示す 250㎡は誤りである。</p> <p>床面積の合計は 28,783㎡であり、申立人が示す 31,115㎡は誤りである。</p> <p>プロポーザル方式により設計者を選定する審査であり、具体的な設計案を求めず、技術提案書には校舎の設計案や全体面積の記載を求めないことから、「最優秀案の校舎が約 6,000㎡であり条件に適合しない」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎず、提案書は有効である。</p>	<p>発行「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」</p> <p>福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（仮称）基本計画 P14</p> <p>募集要領 P2、6</p> <p>福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（仮称）基本計画 P14</p> <p>作成要領</p>
---	--	--

<p>2. (5) (6) (7) に関しては、最優秀案は全く回答を提案していない。これは提案書の記載履行を十分にしていないものとして、提案書を受け付けるときにチェックされ、受付を断るべきものではないか。</p> <p>3. 面積を3倍に増やすことによって、最優秀案はその考え方を保持したまま実際の計画を行うことは不可能である。従って、最優秀案は、現実的な案を以ってプロポーザルの要求に答えなければならぬ要求条件に違反している。</p> <p>※注：作成要領「p7, 21 その他(1)プロポーザル提案書に基づく設計業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある」。</p> <p>最優秀案の木造2階建て校舎という提案、要求面積の1/3しかない提案面積、及び3階建て等と変更せざるを得ない状況では木造はあきらめなくてはならず、この提案に基づく設計業務が履行出来ないことは明白であり、成績評定の減点などにより、委託契約そのものが違反となる。</p> <p>※注：木造2階建てであることの非現実性 ⇒新聞記事から推察するに、幅12m×長さ150mの1層1,800㎡程度の校舎が最優秀案の基本的な考え方である。これが2層×2棟であった場合、1,800㎡×2層×2棟=7,200㎡程度しか校舎の面積が存在しないことがわかる。(審査講評でこの点は指摘されている。) 従って最優秀案のECCを保持すると2階建は不可能であり、要求の18,000㎡を</p>	<p>最優秀提案者は技術提案書及びヒアリング審査において、当該項目についても提案をしており、「全く回答を提案していない」とする申立人の主張はあたらない。</p> <p>前述のとおり技術提案書には校舎の設計や全体面積の記載を求めておらず、「面積を3倍に増やすことによって、実際の計画を行うことは不可能」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p> <p>申立人が示す「作成要領」については、正しくは「募集要領」である。</p> <p>プロポーザル方式により「整備における基本的な考え方及び提案課題」に対する提案を求めているものであり、具体的な設計案を求めている設計競技方式(コンペ)ではない。なお、最優秀提案者は技術提案書において「迅速かつ円滑な施設整備を実現する提案」、また、ヒアリング審査においてその具体的な実施方法についても提案していることから、「履行出来ない」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p> <p>プロポーザル方式により、「整備における基本的な考え方及び提案課題」に対する提案を求めたものであり、申立人の主張する校舎の面積については、申立人独自の見解に過ぎない。</p> <p>審査講評において、「要求されたボリュームが入っている</p>	<p>最優秀技術提案書 (様式5-1, 2)</p> <p>作成要領</p> <p>募集要領 P7, 21</p> <p>募集要領 P3, 7</p> <p>募集要領 P3, 7</p> <p>審査講評</p>
--	---	---

現させようとする6階建てとする必要がある。

②審査の不備、越権行為、副委員長の不在など審査が妥当でなかった。

②-1：各評価の積み上げが結果に反映されていない審査の不備。

①の他に、講評等から読み取れる、最優秀案と次点案の評価をまとめる。

(表：優秀案及び次点案に対する講評まとめ)

	最優秀案	次点案
一次審査評価	4点、3位	7点全員評価 一位
二次審査	長澤副委員長の評価無視？	長澤副委員長の評価無視し、6委員で評価
要求仕様に 対する提案	× 要求面積の大幅不足	○ 完成度は高い

のか、図面では確認できなかつた。考え方の提案を中心としたプロポーザルコンペである以上、これはやむを得ない。」と記載されているとおり、プロポーザル方式に基づいて審査を行っているものである。

以下の弁明内容のとおり、審査は適切に行われている。

公表した募集要領に基づき審査を実施しており、審査の不備にはあたらない。

第一次審査はヒアリング要請者とすべき提案者を選定したものであり、最優秀案を選定する審査ではない。

審査委員会設置要領第5条第2項に規定されているとおり、「審査委員会は審査委員の過半数の出席によって成立する」ものである。

技術提案書には施設的设计案や全体面積の記載を求めておらず、「要求面積の大幅な不足」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

なお、ヒアリング審査において、施設規模についても敷地の

募集要領 P6、15(1)

募集要領 P6、15(1)

審査委員会設置要領  
第5条第2項

作成要領

第3回審査委員会記録

<p>施工工期・ 工程の確実性</p>	<p>× 検討されていない</p>	<p>○ 4つの工区が平行 施工可能、工期守るため の構法提案</p>	<p>形状を生かした提案がなされているなど、申立人が主張する「要求仕様」についても、審査委員会において考慮がされたうえで、最優秀案が選定されている。</p> <p>最優秀提案者は技術提案書の「迅速かつ円滑な施設設備を実現する提案」において、工区分割の柔軟性と効率的な施工についても提案しており、「検討されていない」とする申立人の主張はあたらない。</p>	<p>最優秀技術提案書 (様式5-2)</p>
<p>コストの確実性</p>	<p>× 検討されていない</p>	<p>○ コスト守るための 構法提案</p>	<p>最優秀提案者は技術提案書の「迅速かつ円滑な施設整備を実現する提案」において、コスト削減についての提案をしており、「検討されていない」とする申立人の主張はあたらない。</p>	<p>最優秀技術提案書 (様式5-2)</p>
<p>並行設計の 実現性</p>	<p>△ 13の小規模設計事務所 (そのうち2事務所は、1,000㎡以上の実績あり)、その他は不明。</p>	<p>○ 3つの意匠事務所(そのうち2事務所は過去に同規模(25,000㎡)の設計実績がある)で意思の疎通を速やかにする。</p>	<p>最優秀提案者は、要求した参加資格を満たしている者である。</p>	<p>募集要領P4、9(1)①キ</p>
<p>採用構造の 現実性</p>	<p>○ 木造を採用 ただし木造を採用した時の法的、経済的な検討がなされていない。</p>	<p>○ 鉄骨造を採用 RC造との比較を行い、コストと工期を検討し、共に確実な構法を提案</p>	<p>最優秀提案者は技術提案書の「迅速かつ円滑な施設整備を実現する提案」において、経済的な検討をしており、「検討がなされていない」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p>	<p>最優秀技術提案書 (様式5-2)</p>

<p>主提案</p>	<p>◎ ECC(東西向きの木造校舎の間の中庭空間。敷地外のテニスコート、小学校、街の施設を連携するといふ意味で、具体的・空間的な連結方法は不可能)</p> <p>・個性的で魅力的という評価、魅力の内容に疑問。具体的に成り立たない危険性。</p>	<p>○ スパイン空間の発表・交流の場を提案。ただし、スケール感に疑問が残る。</p> <p>○ 学年ブロックのオープンエアハウスでの生徒の家を提案。</p>	<p>最優秀提案者は技術提案書の「豊かな環境を生かした本学園にふさわしい合理的な土地利用の考え方」において、ECCの空間とは、地域との交流についての基本的な考え方として示しており、ヒアリング審査においても、募集要領で示した当校の建学の精神である「自立と協働と創造」に対する基本的な考え方として提案しているものである。</p> <p>その提案について、総合的に審査し、評価されたものであり、「不可能」及び「危険性」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p>	<p>最優秀技術提案書 (様式5-1)  第3回審査委員会記録</p>
<p>新しい教育への貢献</p>	<p>○ 柔軟性を感じる検討が不完全であることを柔軟性と評価</p>	<p>× 完成度が高いため、先生方との議論の幅が小さいとマイナスイメージ？</p> <p>・設計期間の最初の3ヶ月を、当案をたたき台として議論。プログラムを検討。</p> <p>・新しい教育方法は先生方の役割。設計者はそれを可能とする空間を提示する役割。</p>	<p>募集要領に基づき、各提案課題の内容や特徴などの書類審査とヒアリングを実施し、その説明内容などを総合的に審査し評価されたものであり、「検討が不完全であることを柔軟性と評価」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p>	<p>第3回審査委員会記録</p>



<p>地元との連携</p>	<p>◎地元の力で復興を と訴える情緒的で政 治的なブレゼを高く 評価。 ×13社の小事業の 地元連合という、寄せ 集め体制で、「この設 計を間に合わせるこ とができるのか疑問 である」</p>	<p>○総括者は浜通り復興 計画提案者として復興 に貢献 ○地元大手設計者との JV、工事業者も地元が 可能な4工区に分割可 能提案 ○地元4社を交えた1 4グループ51人の設 計チームを組織済み、確 実性評価</p>	<p>「地元の力で復興を、と訴えるプレゼンテーションには強い 説得力」があり、また、「この体制で設計を間に合わせるこ とが出来るのか、疑問が呈され」その点も踏まえて議論を行 ったうえで決定されたものである。</p>	<p>審査講評</p>
<p>②-2：審査員の越権行為 同時に建築物を完成させるために存在する多くの要素の中で、不都合な部 分のみを改善すればよいという大学の設計製図の講評のような安易な審 査であり、プロによる、実現可能な技術を競うプロポーザルコンペの審査 とはいえない。</p>	<p>上記の結果から、次点案の評価が圧倒的に高いことが客観的にもわかる。  最優秀案で唯一評価の高いECC空間は、現実的な空間ではなく、抽象的・ 概念的な空間であり、またそれを構成する木造校舎部分は前述までの理由 から成り立たない危険性がある。高く評価されている考え方は、技術的な 裏付けがなければ絵に描いた餅と言わざるを得ない。</p>	<p>本比較表は申立人が独自の見解に基づきまとめたもので あり客観性はない。  募集要領に基づき、各提案課題の内容や特徴などの書類審 査とヒアリングを実施し、その説明内容などを総合的に審査 したものであり、「前述までの理由から成り立たない危険性 がある」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。  「同時に～とはいえない。」とする申立人の主張は独自の 見解に過ぎない。</p>	<p>第3回審査委員会記録</p>	

<p>まして審査員側からここをこう直したらという指導的アイデアを与え、それを加えて評価するという越権行為はあってはならない。提案書に書かれている事物を客観的に比較検討し、優劣を評価するのが審査である。</p>	<p>審査委員の発言は、ヒアリング時ではなく、審査委員間の審査意見交換の中であくまで意見として付されたものであり、「指導的アイデアを与え、それを加えて評価するという越権行為」を行ったものではなく、また、「それを加えて評価」したものでもない。</p>	<p>第3回審査委員会記録</p>
<p>・最優秀案は 2 階建て木造の校舎を中心とされている。これでは要求面積が大幅に不足すると審査員団は判断し、「2 階建てを一部 3 階建ても出てくるかもしれない」と越権行為で指導をすることまで行い、本来なら客観的比較評価をすべき審査のルールを曲げている。</p>	<p>審査講評における「実現化する過程で一部に三階部分も出てくるかもしれない」との表記に関し、「2 階建てを一部 3 階建ても出てくるかもしれない」と越権行為で指導」したと申立人は主張しているが、審査委員の発言は、ヒアリング時ではなく、審査委員間の審査意見交換の中であくまで意見として付されたものであり、「越権行為で指導」を行ったものではなく、また、「客観的比較評価をすべき審査のルールを曲げている」ものでもない。</p>	<p>審査講評 第3回審査委員会記録</p>
<p>・木造学校は文科省の統計でもコスト高である。審査員団は、その危惧を抑えるように、「木造の低層をうまくさばればコスト的にも優位に働くはず」とまで何の根拠もなくかばう意見を添えている。審査員団が提案書に書かれていないことをプラス側に評価することは審査員違反であり、審査員団の越権行為であり、コストが高くなってしまった場合の責任問題となる。</p>	<p>審査講評における、「木造の低層をうまくさばればコスト的にも優位に働くはず。」との表記に関し、「何の根拠もなく」「提案書に書かれていないことをプラス側に評価」と申立人は主張しているが、評価については、募集要領に基づき、各提案について書類審査及びヒアリング審査を実施し、その考え方や特徴、説明の内容などから総合的になされたものであり、「提案書に書かれていないことをプラス側に評価すること」にはあたらない。</p>	<p>審査講評</p>

<p>②-3 そして、地元で復興を訴える情緒的で政治的なブレイクを高く評価し、一方で13社の小事務所が地元連合という、いつもはライバル関係にある事務所を寄せ集めた体制で、審査員講習では「この設計を間に合わせる事ができるのか疑問である」とマイナス評価をしている。</p>	<p>「この体制で設計を間に合わせる事が出来るのか疑問が呈され議論になった」ことは事実であるが、マイナスの評価をしたものではなく、この議論の結果を踏まえて最優秀案が選定されたものである。</p> <p>なお、「地元で～寄せ集めた体制で、」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p>	<p>審査講習</p>
<p>②-4 副審査委員長の意志が反映されていないため二次審査は無効である。</p>	<p>「審査委員会は審査委員の過半数の出席によって成立する」と審査委員会設置要綱第5条第2項に規定されており、第二次審査は有効である。</p>	<p>審査委員会設置要綱 第5条第2項</p>
<p>学校計画の副審査委員長である長澤悟先生が8月31日のヒアリングを欠席された。あらかじめ決まっていた他の審査委員会の委員長をされていたことが理由である。副委員長の予定を無視して大事なヒアリングを開催したことは、二次審査会の重大な失点である。</p> <p>さらに、コメント用のメモを残していたと講習には書かれていたが、最終の評価は6人であり、その意見の最終評価への反映はされていない。無視されていると考えられる。</p>	<p>日程については、第2回審査委員会において、日程調整を行い、各委員の総意で決定されたものである。</p> <p>最優秀案は出席委員によって決定されるものであり、「審査委員会は審査委員の過半数の出席によって成立する」と審査委員会設置要綱第5条第2項に規定されており、審査は有効に行われた。なお、委員長の判断により、長澤副委員長には評価を事前に提出してもらい、各委員へ配布し、その評価を踏まえて審査を行った。</p>	<p>第2回審査委員会記録</p> <p>審査委員会設置要綱 第5条第2項</p>
<p>同氏は審査員の中では学校建築の専門家、学校運営と建築計画の関係を専門にしているため、本プロポーザルにおける役割は非常に大きいことは誰の目からも見ても明らかである。その審査員の票が無視されたとすれば、</p>	<p>審査委員会は各分野を代表する審査委員により組織され、それぞれ専門的視点から評価をしており、「同氏は～考えられる。」とする申立人の主張は、独自の見解に過ぎない。</p>	

特に今回のようなプロポーザルに於いては、審査の妥当性を揺るがす事実と考えられる。

③工程等に対する提案がなされていない(?)こと  
 プロポーザルにおいて要求された、コスト削減、並行設計作業、工期圧縮に対する提案があったかどうか、講評等から読み取ることができない。

③-1 コスト削減が難しい

本造校舎の建設費は文科省の統計でも、他構造に比べコスト高になることは明白である。

③-2 並行設計作業が難しい

本プロポーザルに要求される建物の主な要素は4つある。校舎、体育館、ランドスケープ、寄宿舎である。これに対し最優秀者の設計チームは13社の設計事務所所成り立ちだが、審査団は「この設計を間に合わせることができるのか疑問である」\*2とマイナス評価をしている。13もの別々の組織を統率するにはコストや技術、時間がかかり、発注者側の意図を設計に反映させることが困難であることを認識している。

③-3 工期圧縮が難しい

最優秀案は連続的につながる校舎のため、いくつかの施工業者に分離発注することは不可能である。

最優秀提案者は技術提案書において、「迅速かつ円滑な施設整備を実現する提案」をしており、申立人が主張する「工程等に対する提案がなされていない」について認識に誤りがある。

募集要領において、主要構造部の種別を指定しているものではない。最優秀案はコスト削減を考慮しながら木造による施設整備の提案をしたものである。

「この体制で設計を間に合わせることが出来るのか疑問が呈され議論になった」ことは事実であるがマイナスの評価を選んだものではなく、この議論の結果を踏まえて最優秀案が選定されたものである。

「13もの～認識している。」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

最優秀提案者は技術提案書の「迅速かつ円滑な施設設備を実現する提案」において、工期分割の柔軟性と効率的な施工についても提案しており、「連続的につながる校舎のため、いくつかの施工業者に分離発注が不可能」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

最優秀技術提案書  
 (様式5-2)

最優秀技術提案書  
 (様式5-2)

審査講評

最優秀技術提案書  
 (様式5-2)

<p>結論：審査員団は、以上のように、</p> <p>1.最優秀案は作成要領に求められている要求項目（基本計画、要領(1)～(7)）＜狭い敷地に要求されているボリュームが入っていない＞と提案書で応えていない要領違反であること。</p> <p>2.＜体制の不安定さ＞を審査員団が認めながら最優秀評価をしたこと。</p> <p>3.＜木造のコスト増＞に対する審査員団側からの改善提案という越権行為をしたこと。</p> <p>4.＜工程等の不安定＞工程の提案が未定、並行施工が不可能なこと。</p>	<p>募集要領に基づき、施設配置の基本的な考え方を求めたものであり、設計競技方式（コンペ）のように明確な設計条件に基づき具体的な平面図等や全体面積を求めめるものではないことから、「要求されているボリュームが入っていない」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p> <p>募集要領に基づき、各提案について書類審査及びヒアリング審査を実施し、その考え方や特徴、説明の内容などから総合的に評価されたものである。</p> <p>また、「この体制で設計を間に合わせることが出来るのか疑問が呈され議論になった」ことは事実であるが、マイナスの評価をしたものではなく、この議論の結果を踏まえて最優秀案が選定されたものである。なお、「体制の不安定さ」について審査委員会として認めてはいない。</p> <p>審査委員の発言は、ヒアリング時ではなく、審査委員間の審査意見交換の中であくまで意見として付されたものであり、「審査員団側からの改善提案という越権行為」を行ったとする申立人の主張はあたらない。</p> <p>最優秀提案者は技術提案書の「迅速かつ円滑な施設設備を実現する提案」において、工区分割の柔軟性と効率的な施工についても提案しており、「工程の提案が未定、並行施工が不可能」とする申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p>
<p>作成要領</p> <p>第3回審査委員会記録</p> <p>審査講評</p> <p>第3回審査委員会記録</p> <p>最優秀技術提案書 (様式5-2)</p>	

	<p>5.&lt;審査員団の不備&gt;副委員長の意見を無視したという五重の違反を犯している。</p> <p>よって審査が不適切であったと考えられるため、審査は無効であり、委託契約は白紙である。</p> <p>以上</p>	<p>「審査委員会は審査委員の過半数の出席によって成立する」と審査委員会設置要綱第5条第2項に規定されており、審査は有効である。</p> <p>以上のおおりに、本審査において手続きにおける瑕疵はなく、審査委員会の権限と裁量の範囲内において、審査は適切に行われており、委託契約は有効である。</p> <p>以上</p>	<p>審査委員会設置要綱 第5条第2項</p>
--	---	--	-----------------------------